

『H30年度税制改正大綱(5) 小規模宅地・家なき子特例に網』

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例では、以下の見直しが行われる。1) 持ち家に居住していない者に係る特定居住用宅地等の特例の対象者の範囲から、○相続開始前3年以内に、その者の3親等内の親族又はその者と特別の関係のある法人が所有する国内にある家屋に居住したことがある者、○相続開始時において居住の用に供していた家屋を過去に所有していたことがある者、を除外する2) 貸付事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に貸付事業の用に供されていた宅地等を除外する3) 介護医療院に入所したことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋の敷地である宅地等を、相続開始の直前に被相続人の居住の用に供されていたものとして本特例を適用する。一連の改正は、本年4月1日以後に相続又は遺贈で取得する財産に係る相続税に適用されるが、2) では同日前から貸付事業の用に供されている宅地等は対象とならない。



同じ不動産関連では、○新築住宅、○新築の認定長期優良住宅、○耐震改修を行った住宅、○バリアフリー改修もしくは省エネ改修を行った住宅(いずれも床面積要件の上限を280平米以下に限定)に対し、固定資産税の減額措置がそれぞれ2年延長されることとなった。

『軽減税率に関するQ&Aを改訂 改訂版をHPに公開—国税庁』

国税庁はホームページに公開している「消費税の軽減税率制度に関するQ&A」について「制度概要編」の一部を改訂するとともに、「個別事例編」に新たに7項目を追加、これらを含む改訂版を新規公開した。「制度編」で内容の一部を改訂したのは(飲食料品を譲渡する際の包装材料費等の取扱い)問5 通常、食品や飲料を譲渡する場合、容器や包装を使いますが、これら容器等の取扱いはどのようになりますか、と(「飲食に用いられる設備」(飲食設備)の意義)問8「飲食に用いられる設備」(飲食設備)とは、どのようなものですか—の2項目。「事例編」で新たに追加した項目は(コーヒーの生豆の販売)、(カタログギフトの販売)、(食品の加工)、(配達先での飲食料品の取り分け)、(一万円以下の判定単位)、(軽減税率の適用対象となる商品がない場合)および(相手方の確認を受けた仕入明細書等)。(相手方の確認を受けた仕入明細書等)では、仕入明細書に軽減税率対象商品であることを明記した上で、相手方の確認を受けたものを保存しておく必要があるなどと解説している。

消費税の軽減税率制度は、31年10月1日の消費税率引き上げと同時に実施される。同庁は、今後、随時、追加や内容の改訂を行っていくとしている。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com